

平成20年3月26日

各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

排出権信託受益権の販売について

中央三井信託銀行は、三井物産株式会社を委託者（売主）とする排出権（CER^(*)）信託受益権を東芝ファイナンス株式会社、株式会社滋賀銀行に販売いたしました。

地球温暖化問題への関心が高まる中、カーボンオフセット商品^(*)の提供を通じた温暖化ガス削減への貢献活動の一環として、排出権を活用したいという企業ニーズは、今後増えていくことが予想されています。

中央三井信託銀行では、今後ますます活用機会が増えると予想される排出権について、各企業がより一層、便利に安心してご活用いただけますよう、本商品を次のような特徴を持った仕組みとしました。

- 1．信託財産は、排出権取得までに考えられるデリバリーリスクがない、国連 CDM 理事会にて承認・発行済の排出権（CER）に限定。
- 2．排出権信託受益権は、1,000 トン以上 1 トン単位で販売し、企業の小口取得ニーズに対応。
- 3．おおむね 8 日程かかる CER の国別登録簿の振替について、信託受益権とすることにより、受渡しと資金決済を同日に実現。
- 4．中央三井信託銀行が排出権の管理を行うことで、企業は割当量口座簿に管理口座を開設する必要がなく、政府口座に振り替えが可能。

中央三井トラスト・グループでは、今後とも、信託機能の活用等により社会の発展に貢献していく所存です。

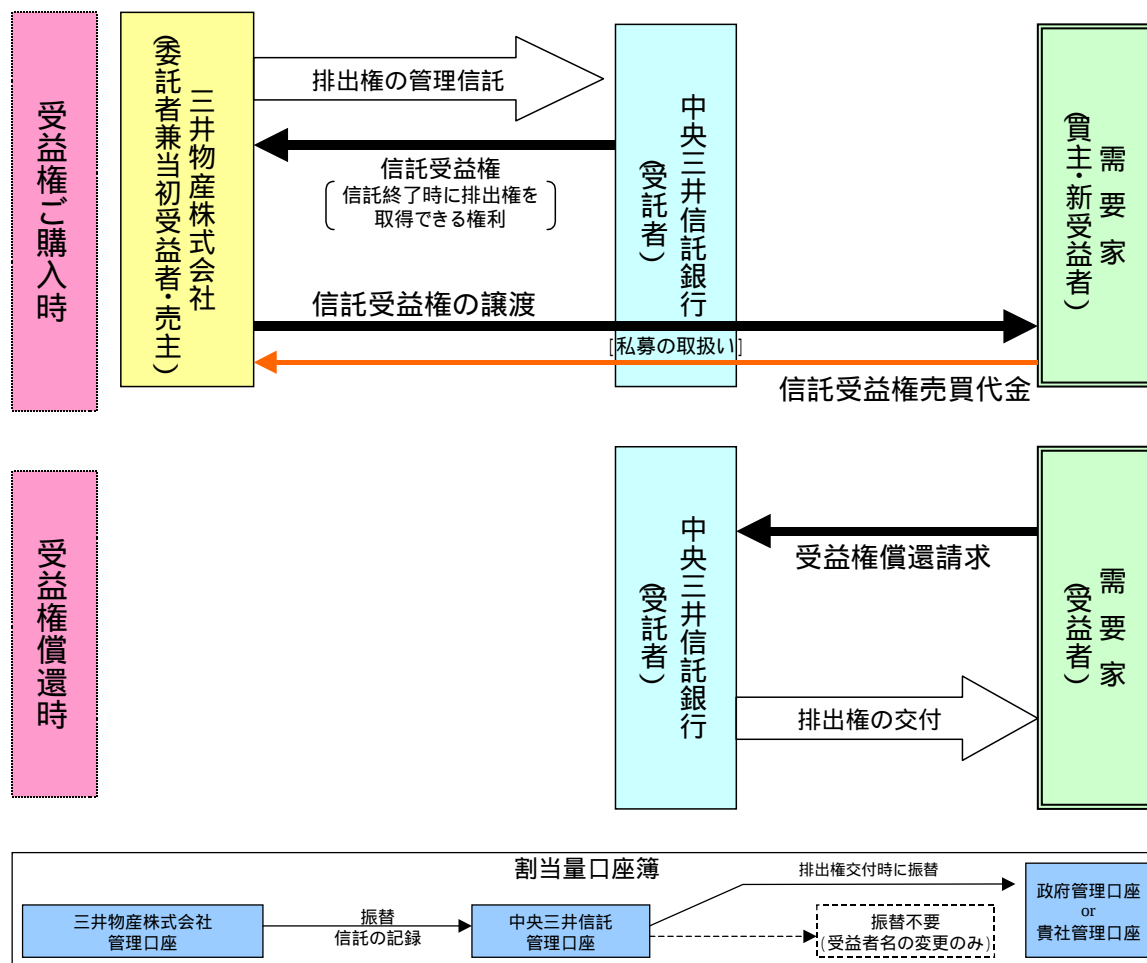
なお、商品の仕組み（概要）につきましては、添付資料をご参照ください。

^(*) CER とは、京都議定書が採択した京都メカニズム（CDM、JI および排出量取引）のうち、クリーン開発メカニズム（CDM）を通じ、国連 CDM 理事会にて温室効果ガス排出削減プロジェクトの登録と排出削減量の検証を経て発行された排出削減量のことです。

^(*) カーボンオフセットとは、企業等が自ら排出する温室効果ガスに関し直接的な施策によっては削減困難な部分について、途上国の排出量削減事業に投資する等して、その排出量を相殺（オフセット）する仕組みのことをいいます。カーボンオフセット商品とは、自社商品にその排出量を相殺（オフセット）する仕組みを組み合わせた商品のことです。

以上

< 商品の仕組み(概要) >



ご留意事項

- 排出権信託受益権は、排出権（算定割当量）を信託財産としていますので、排出権価格の変動等によって、元本欠損が生じる可能性があります。それに加えて、本取引又は信託にかかる関係者の信用状況の変化等によっても、元本欠損を生じる可能性があります。また、排出権及び排出権信託受益権については確立した市場は存在しないことから、流動性リスクがあり、排出権信託受益権をご希望の時期にご希望の価格で売却できないことがあります。
- この信託受益権に係る信託契約は、排出権を受益者のために管理することを目的としており、信託財産たる排出権を売却して金銭（売却益）を得ることを目的としていません。従いまして、この信託受益権について、利払い、配当等は一切ありません。また、信託期間満了時には、排出権が現物で交付されます。
- この信託受益権は、元本が保証されているものではありません。また、預金ではなく、預金保険制度の対象にはなりません。
- 排出権信託受益権は、排出権を信託財産としていますので、排出権の価格が、日本又は

各国の温室効果ガス排出量削減の状況、金利、商品市場その他の経済指標の変動、国際政治情勢の動向等により変動し、それによって受益権の価値が低下し、損失が生じるおそれがあります。

- 本受益権の売主、信託の委託者の信用状況の悪化により、この信託受益権の売買契約、この信託受益権に係る排出権管理信託契約に定める義務（損害賠償支払義務、瑕疵担保責任、表明保証違反等）が履行されず、損失が生じるおそれがあります。
- この信託受益権の販売は、信託財産である排出権の自己使用目的でのご購入を想定しています。受益権の売却により換金は可能ですが、取引市場は確立されていないので、売却が困難な場合があります。なお、当社は、信託受益権の売却について、媒介を行なうことを約束しません。また、売却する際に、購入時の価格を下回ることがあります。
- 信託財産たる排出権が、国際ルールやわが国の法令の改正等の制度変更等により経済的価値を失ったり、権利として存続しなくなる場合があります。また、排出権が権利として存続しなくなった場合で、信託財産が排出権のみである場合は、信託期間中であっても信託は終了します。
- 排出権の割当量口座簿における日本国の政府口座への移転は、現時点では無償で行う必要があります。
- ご購入時に販売手数料が必要となる場合がありますが、ご購入いただく信託受益権に関する販売委託契約によって個別に決定しますので、その具体的な金額や上限額または計算方法を表示することはできません。
販売手数料の具体的な金額・計算方法は、別途ご提示させていただきますので、当社担当者宛ご確認ください。
- 信託受益権保有期間中の信託報酬が必要となる場合がありますが、ご購入いただく信託受益権に関する信託契約毎に個別に決定しますので、その具体的な金額や上限額または計算方法を表示することはできません。なお、信託受益権の売買契約書に係る印紙税（200円）、割当量口座簿の振替手数料（償還時に政府口座以外に振り替える場合のみ6,200円）がかかります。
その他、信託に係る事務に必要な一切の諸費用（受託者が、信託財産の受託者として第三者から法的手段等を提訴された場合の訴訟費用、および受託者が信託契約に従い善管注意義務にしたがって、この信託にかかる事務処理するに際して受けた損害を含む）は受益者の負担となります。
- この信託受益権の売買契約について、クーリングオフの適用はありません。

中央三井信託銀行株式会社

登録金融機関 関東財務局長（登金）第 21 号

加入協会 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会